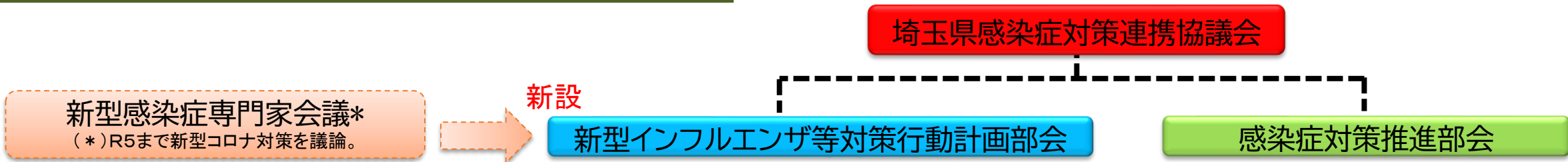


## 《新型インフルエンザ等対策行動計画部会の新設》



### 1 部会の名称

新型インフルエンザ等対策行動計画部会

### 2 所掌事務

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の作成及び変更に関すること。

### 3 構成

別表のとおり

### 新型インフルエンザ等対策行動計画部会 構成員(案)

	委員名	所属
1	岡部 信彦	川崎市健康安全研究所 参与
2	金井 忠男	埼玉県医師会 会長
3	川名 明彦	防衛医科大学校 教授 <内科学(感染症・呼吸器)>
4	坂木 晴世	国際医療福祉大学大学院 准教授 <医療福祉学研究科 保健医療学専攻 看護学分野> 感染症看護専門看護師
5	讃井 将満	自治医科大学 教授
6	澤登 智子	埼玉県看護協会 会長
7	竹田 晋浩	かわぐち心臓呼吸器病院 理事長・院長
8	光武 耕太郎	埼玉医科大学国際医療センター教授 <感染症科・感染制御科>
9	池田 一義	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会 会長

## 《連携協議会設置要綱の改正》

新型インフルエンザ等対策行動計画部会の設置に伴い、以下のとおり埼玉県感染症対策連携協議会設置要綱を改正する。

改正案	現行
<p>第1条 <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)</u>第10条の2第1項、第2項及び第3項に定める感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備等を図るため、<u>感染症法</u>第10条の2第1項の規定に基づき、埼玉県感染症対策連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>	<p>第1条 <u>感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)</u>第10条の2第1項の規定に基づき、埼玉県感染症対策連携協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p>
<p>第2条(略)</p>	<p>第2条(略)</p>
<p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第7条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)</u>の策定及び変更に関すること。</p> <p>(3) 予防計画及び行動計画の推進に関すること。</p> <p>(4) <u>感染症の発生の予防及びまん延を防止するために必要な対策に関すること。</u></p> <p>(5)(略)</p>	<p>第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。</p> <p>(1)(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 予防計画の推進に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3)(略)</p>
<p>第4条～第8条(略)</p>	<p>第4条～第8条(略)</p>